

## 令和元年度第1回

### 流山市地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会 議事録

#### 1 日時

令和元年5月27日 月曜日

14時00分から16時00分まで

#### 2 会場

流山市役所 第2庁舎3階 301・302会議室

#### 3 出席者

濱田竜也会長 宮本篤子副会長 稲田衣子委員 吉田留美子委員

櫻井寿一委員 篠塚博道委員 岡崎洋子委員 岩井謙詞委員

池上諄一委員 紺野好美委員 塩谷節子委員 麦倉颯子委員

(全16名中12名の出席)

流山市職員

早川健康福祉部長

高齢者支援課 石井課長 君島課長補佐 晴山主任保健師

山口主任保健師 水島主事 中山事務員

桜山臨時職員

介護支援課 豊田次長 山田主任主事 佐々木主事

傍聴人 なし

#### 4 議題

協議・報告事項

(1)日常生活圏域の変更及び地域包括支援センターの担当地域の変更について

- (2) 地域包括支援センターの事業計画について
- (3) 地域包括支援センター第三者評価について
- (4) 地域包括支援センター職員変更について
- (5) 地域密着型介護事業所の指定について

## 報告事項1

(1) 日常生活圏域の変更及び地域包括支援センターの担当地域の変更について

(事務局) 変更点を説明。

### 変更点1

令和元年8月1日よりおおたかの森全域(新市街地地区)を中部圏域とし、南部圏域、東部圏域の一部が中部圏域となる。

変更地域の総人口は約5,000人、高齢者人口は約500人。

日常生活圏域の見直しに伴い、地域包括支援センターの担当地域を変更する。それに伴う、地域包括支援センターの職員数の変更は生じない。

・質問なし

## 協議事項2

(2) 地域包括支援センターの事業計画について

(事務局) 例年は第三者評価の報告をする12月ごろに、各センター長から過年度実績及び現年度計画を発表していた。今年度からは年度当初に発表し、運営協議会の意見を賜り現年度計画に反映させたい。

(各包括支援センター長) 説明

・事前質問および質問

(事前質問) 地域包括支援センター事業が多岐に渡る。全国的な問題ではあるが、業務過多ではないか。何か改善ができないか。

(事務局) 高齢者人口の増加に伴って業務量が多くなっているのは承知している。

①国全体での介護職の退職では心身の問題や人間関係による。各包括の中で認識のずれを生まないように関係性を作り、各包括が孤立しないようにする。

②業務としては介護予防のケアプランに最も時間が取られる。包括が全て行うのではなく、各介護事業所に委託していただく。

③個別検討式の会議の実施により各包括が個別に悩まないようにする。

④今後はAIの活用を視野に入れて業務の効率化を図る。

(委員) 市民向けの講座等も、人が変わっていく中で行うのは時間がかかる。同じものを全包括で回るなどして、人的に慣れていない業務による負担の軽減を図ることはできないものか。

(事務局) 中部包括はいろんな機関とのコラボレーションが行われており、市としても少ない職員で業務を行っていくためにアウトソーシングし、協力体制を築くことを進めている。そうした協力体制の構築によって負担の分散化・分担化にもつながっていくのではないかと。

(委員) 難しい問題ではあると思うが、協力体制が大切だと思う。その窓口としての機能を意識して開かれた窓口であってほしい。

(委員) 流山市としても要介護者の増加が著しい。人口は増加しているが老人会への参加は半減している。

(委員) 事業計画について、北部包括が非常にわかりやすい。項目が具体的で良い。若年層への周知に対して数値目標があったほうが良い。

(委員) 北部西包括について、場所がわからず、窓口までたどり着けなかった。やはり開かれたものであってほしい。建物に向かう道の入り口等に看板等がないため、わからない。また押し車の人などに対して安全なルートの確保及び周知が必要なのではないかと。

(事務局) 標識は公共施設ではないので難しい。しかしわかりやすい案内は必要であるためHPや各案内を見直す。同時に来てもらうスタンスではなく訪問していくスタンスをより進めていく。

### 報告事項3

#### (3) 地域包括支援センター第三者評価について

(会長) 昨年度、国が全国統一の評価指標を策定したことにより、国平均や県平均との比較が可能となった。国が策定した評価指標は、複数年にわたる研究から策定されたもので、全国の多くのセンターで当然に実施されていることは、評価指標とはなっていないため、この評価指標を用いることで、センター及び保険者の機能強化を図ることができる。評価指標の一部は、保険者機能強化推進交付金の指標にもなっている。以上のことから、今年1月に開催した平成30年度第3回運営協議会にて、今後は、国が策定した全国統一の評価指標で評価することとしている。そして、評価を行う委員につきましては、昨年度と同様、介護保険被保険者の代表から2名。介護支援専門員を代表する委員から1名。民生委員を代表する委員から1名。地域ケアに関する学識経験を有する委員から1名の計5名が第三者評価委員として評価事業に取り組みたいと考えるが良いか。

(委員一同) 異議なし

(会長) 今年度の第三者評価事業につきましては、今ご紹介しました委員の方々と次回11月の運営協議会で報告できるよう進める。

### 報告事項4

#### (4) 地域包括支援センター職員変更について

(事務局) 変更点を説明

・質問なし

## 協議事項5

### (5)地域密着型介護事業所の指定について

(事務局)当該事業所指定に関して、運営会社が5月1日より利用者減少から変更になった。変更の際する新規事業所の指定には原則、予め運営協議会に諮った上で審査を行うこととされるが、今回は事業の継続と運営協議会の開催時期を考慮し、先に指定をした。しかし介護保険法の規定に基づき、あらかじめ被保険者等の意見を反映させるため必要な措置を講じるよう努める必要があるため、質の確保や運営評価等の必要事項を協議するために運営協議会に意見を賜りたい。

(事業者)地域密着型通所介護サービスで、管理者は常勤1名、生活相談員は常勤、非常勤合わせて5名、介護職員は常勤、非常勤合わせて8名、機能訓練指導員は非常勤2名となる。常に4名以上が常駐する。定員は10名。利用者の平均年齢は満84.1歳、平均介護度は2.33。従来のサービスに加えて理学療法士により身体の状態等の評価を実施。また、外部の栄養士との協力により栄養管理を実施。目標として、現在の利用人数が20名になった時点でADL評価を行う。また利用者が高齢者であるため災害時対応などの徹底を進める。若年層からの反応があまりないため今後の課題とする。

#### ・質問

(委員)宿泊サービスはあるのか。

(事業者)はい

事業者退室

(委員)市に対して、事業継続であるからという事情は把握したが、規定においては先に運営協議会に諮るべきであった。なぜ事前に運営協議会にかけなかったのか。過去にも同様のことがあった。書面などで行うこともできたのではないか。

(事務局)お詫び申し上げます。

(委員)具体的な対策方法について回答を願いたい

(事務局)まず内部で協議し、その後に会長・副会長と協議した上で対応を行うこととしたい。

(事務局)運営協議会には意見を求めることとするとあるので、指定するという点においては運営協議会に諮る必要がないと解釈したため事後報告となった。

(委員)それであるならば運営協議会の役割として「あらかじめ被保険者等の意見を反映させるため」という文言はどうか。指定に直接かわらなかったとしても意見を求めた上で進めるべきではなかったのか。

(事務局)近年市の指定する事業者の範囲が拡大している。そうした背景の中で、タイミングによってはすべてを運営協議会にかけるのが場合によっては難しいことも出てくる。しかし、運営協議会長、副会長に意見を求めるところから進めるべきであると考えている。今後対策を練りつつ、運営協議会を価値あるものとして皆様のご協力を賜りたい。

## 5 その他

次回の運営協議会については追って連絡する。